

おおいた 金融広報 だより



No. 5
(2003/2発行)

大分県金融広報委員会
事務局／大分県青少年・
男女共同参画課内
☎097-536-1111(内線3044)



平成14年「家計の金融資産に関する世論調査」の結果

金融広報中央委員会から標記調査結果が発表されました。要旨は以下のとおりです。

- ・金融資産の一世帯当たり平均保有額は1,422万円となり、2年連続で前年を下回った。減少の理由では「収入減による貯蓄取り崩し」を挙げた回答世帯が半数を超えた。
- ・金融商品選択の際に最も重視していることは、「元本保証の有無」が引き続き最も多く、「取扱金融機関の信頼性」を重視するとの回答が前年に比べ増加したほか、「預入・払戻しの自由度」や「換金性」も増加した。一方、「利回りの良さ」を重視するとの回答は減少した。
- ・貯蓄の安全性を高めるために、3割強の世帯が「何らかの行動をした」と回答。預貯金（郵便貯金を除く）残高が1千万円超の世帯に限ってみると、「1金融機関への預金金額が1千万円を超えないように、預け入れ先を複数に分散した」が6割強となったほか、「1千万円を超える部分を決済性預金に預け替えた」が2割強、「1千万円を超える部分で、他の資産（国債や金など）を購入した」が約1割であった。
- ・預金保険制度の認知度については、「内容まで知っている」とした世帯が増加し、「見聞きしたことはある」とした世帯と合わせて、全体の8割を超えた。預貯金（郵便貯金を除く）保有世帯のうち、「知っている」とした世帯を対象に、どのような内容を知っているのか尋ねたところ、「15年3月までは決済性預金は全額保護され、その他の預金については一人当たり元本1千万円までとその利息が保護される」といった基本的な内容については8割超の世帯が知っているが、「外貨預金や投資信託は対象外」、「外国銀行の在日支店は対象外」といった内容まで理解している世帯は2割前後に止まっている。

* 詳細は金融広報中央委員会のホームページに掲載されています。

アドレス (URL) <http://www.saveinfo.or.jp/>



金銭教育研究発表会を開催

平成14年11月22日(金)野津町立戸上小学校(平成13、14年度金銭教育研究校)において、県内の教諭等約100名が参加し金銭教育研究発表会が開催されました。

公開授業では、子どもたちが「お店ごっこ」に取り組み、自分で買い物をしておつりをもらったり、売る方の気持ちを体験しました。

「お店ごっこ」の商品は、1学期に栽培したアサガオの種、収穫した大豆、落ち葉や木の実など身近にある材料を活かし自分たちなりに工夫し作り上げたものでした。

子どもたちが友達と協力して活動し、「ものにはみんな価値があり心が込められている」ことを知り、「ものやお金を大切に作る心」を育んだことは、これからの人生に大いに役立つものと思われます。



第3回くらしとおかね体験作文コンクール作品募集

■応募資格

誕生日が昭和62年4月1日以前の方

■募集部門

第1部門→「金融資産の運用、管理」

第2部門→「生活設計と家計運営」

第3部門→「子どもとおかね」

■原稿

[本文]

A4判横の用紙に2000字程度、

縦書、右上綴。(ワープロ可)

表紙記載事項あり

■表彰(各部門)

特賞…[賞状・賞金]20万円

ほかに優秀賞、奨励賞、佳作

■送り先

金融広報中央委員会

「くらしとおかね体験作文」係

〒103-8660

東京都中央区日本橋本石町2-1-1

電話03-3277-2579

■締切り

平成15年2月20日まで

(当日消印有効)

募集要項が必要な方、お問い合わせは大分県金融広報委員会へ TEL 097-536-1111(内線3044)



こうなります！預金保険制度

当座預金、普通預金、別段預金については、
平成17年3月末まで引き続き全額保護されます。

- 定期預金等については、これまで同様、預金者一人当たり、一金融機関毎に元本1千万円までとその利息等が保護されます。
 - 平成17年4月以降は、当座預金等の利息のつかない預金が全額保護されることとなります。
- ※農水産業協同組合貯金保険制度においても同様の取扱いがなされます。

預金保険対象商品と保護の範囲は？

商品の分類	期 間	平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月～
預金保険の対象商品	当座預金、普通預金、別段預金	全額保護	利息のつかない等の条件を満たす預金 (※2)は全額保護
	定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)、金融債(保護預かり専用商品に限ります)など(※1)	合算して元本1,000万円までとその利息等(※3)を保護 〔1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされることがあります。)]	
預金保険の対象外商品	外貨預金、譲渡性預金、元本補てん契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなど)、金融債(保護預かり専用商品以外のもの)	保護対象外 〔破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされることがあります。)]	

(※1)このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

(※2)決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

(※3)定期預金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

預金保険制度に加入している金融機関は？

○銀行(日本国内に本店があるもの) ○信用金庫 ○信用組合

○労働金庫 ○信金中央金庫 ○全国信用協同組合連合会 ○労働金庫連合会

※農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。
(詳しくは、農水産業協同組合貯金保険機構 TEL03(3285)1272までお問い合わせ下さい。)

もっと詳しく知りたい方は？

預金保険機構 TEL03(3212)6029、九州財務局 TEL096(353)6351

または金融機関の窓口にお問い合わせください。

金融庁 <http://www.fsa.go.jp/>

預金保険機構 <http://www.dic.go.jp/>



悪質商法にご注意!!

学習教材やサラ金、布団類のほか、健康食品関連のマルチ販売や国際電話、ダイヤルQ2等の通信関係の苦情件数が大幅に増加しています。

必要のない場合は、あいまいな言葉「結構です」「いいです」は使わず、ハッキリ断りましょう。

SF(催眠)商法	閉めきった会場に人を集め、日用品などをタダ同然で配り、最終的には高額な商品売りつける。
資格商法	「受講するだけで資格が取れる」などとウソの説明をし、講座や教材を契約させる。
マルチ・マルチまがい商法	商品を買って会員になり、加入者を増やすことで大きな利益が得られると勧める。
内職商法	「自宅でできて高収入」などといい、材料や機械を売りつけたり、登録料や受講料などを支払わせる。
点検商法	「点検に来た」と訪問し、事実と異なることを言って、必要のない商品売りつける。
アポイントメントセールス	電話やハガキで「当選した」などと販売目的を隠して呼び出し、商品やサービス売りつける。
見本工事商法	カタログに載せるから特別に安くすると工事をすすめるが、実際には高額でずさんな工事が多い。
キャッチセールス	街頭でアンケートを装い近づき、他の場所へ連れて行き、商品やサービス売りつける。
送り付け商法	注文していない商品を送りつけ、受け取った以上支払義務があると勘違いさせ、代金を支払わせる。
インターネット・トラブル	大金を前払いしたが商品が届かず、連絡先のホームページもなくなっていたなど。

*もし、契約をしてしまったら……

クーリング・オフや消費者契約法の制度があります。

詳しくは市町村窓口、消費生活センターへお問い合わせ下さい。

(大分県消費生活センター) 大分市城崎町1丁目2-5 TEL.097-534-0999



大分県金融広報委員会は



○暮らしに役立つ各種情報や学習教材等を提供しています。

○明るい老後が過ごせるよう生活設計づくりを支援しています。

○子供たちが健全な金銭感覚を身につけ、自立した消費者になるよう金銭教育の普及に取り組んでいます。

*大分県・日本銀行大分支店・九州財務局大分財務事務所の三者で事務局を構成しています。